

# 介護予防・日常生活支援総合事業

## 介護予防型通所サービス 短時間通所サービス

### 利用契約書

#### ◆◆◆ 目 次 ◆◆◆

#### 第一章 総則

第1条 (契約の目的)

第2条 (契約期間)

第3条 (地域密着型通所介護計画の決定と  
変更)

第4条 (ケアプラン変更の援助)

第5条 (介護保険給付対象サービス)

第6条 (介護保険給付対象外のサービス)

#### 第二章 事業者の義務

第7条 (事業者及びサービス従事者の義務)

第8条 (守秘義務等)

#### 第三章 利用者様の義務

第9条 (利用者様の施設利用上の注意義務  
及び禁止事項)

#### 第四章 サービスの利用と

##### 料金の支払い

第10条 (サービス利用料金の支払い)

第11条 (料金の変更)

第12条 (利用の中止、変更、追加)

#### 第五章 契約の終了

第13条 (利用者様の解約権)

第14条 (利用者様の解除権)

第15条 (事業者の解除権)

第16条 (契約の終了)

第17条 (精算)

#### 第六章 損害賠償

第18条 (損害賠償責任)

第19条 (損害賠償がなされない場合)

第20条 (事業者の責任によらない事由に  
よるサービスの実施不能)

#### 第七章 その他

第21条 (連携)

第22条 (苦情処理)

第23条 (虐待等の禁止)

第24条 (契約当事者の代理)

第25条 (本契約に定めのない事項)

第26条 (合意管轄)

社会福祉法人 健成会

デイサービスセンター加賀屋の森

様（以下、「利用者様」といいます。）と社会福祉法人健成会デイサービスセンター加賀屋の森（以下、「事業者」といいます。）は、事業者が利用者様に対して行う指定通所介護サービス（以下、「サービス」といいます。）について、次の通り契約します。

## 第一章 総則

### 第1条（契約の目的）

事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、利用者様に対し、利用者様がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、第5条及び第6条に定めるサービスを提供します。

### 第2条（契約期間）

この契約の期間は、令和 年 月 日から始まり、利用者様の要介護認定の有効期間の満了日をもって修了するものとします。但し、契約期間満了日以前に利用者様が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護認定の有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護認定の有効期間満了日までとします。

- 2 上記契約書満了日の1週間前までに利用者様から書面による更新拒絶の申し出がない場合、この契約は自動更新され、以後も同様とします。
- 3 本契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は、期間満了日の翌日から更新後の要介護認定の有効期間満了日とします。

### 第3条（通所介護計画の決定と変更）

事業者は、利用者様の日常生活全般の状況及び希望を踏まえ、「居宅サービス計画」（以下、「ケアプラン」といいます。）に沿って、サービスの内容、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ「通所介護計画」（以下、「介護計画」といいます。）を作成し、利用者様に交付します。

- 2 サービスの提供時間や回数の程度、実施内容等については、前項の介護計画に定めまします。但し、利用者様の状態の変化、ケアプランに位置づけられた目標の達成度等を踏まえ、必要に応じて変更することがあります。
- 3 事業者は、介護計画について、利用者様及びそのご家族等に対して説明し、同意を得た上で決定するものとします。
- 4 利用者様は、いつでもサービスの内容を変更するよう申し出ることができます。事業者は、利用者様からの申し出があった場合、利用者様そのご家族及び介護支援専門員と協議します。
- 5 サービス内容を変更した場合、事業者は利用者様に、利用者様に変更後に利用する介護計画により説明し同意を得ます。

### 第4条（ケアプラン変更の援助）

事業者は、利用者様がケアプランの変更を希望する場合は、速やかに介護支援専門員に連絡するなど必要な援助を行います。

#### **第5条（介護保険給付対象サービス）**

事業者は、介護保険給付対象サービスとして、事業所において、利用者様に対して、日常生活上の世話又は支援及び機能訓練等を提供するものとします。

- 2 事業者は、サービス提供にあたっては、第3条の介護計画に沿ってサービスを提供します。

#### **第6条（介護保険給付対象外のサービス）**

事業者は、その提供するサービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、特にそのサービスの内容及び利用料を重要事項説明書に記載の上説明し、利用者様の同意を得ます。

### **第二章 事業者の義務**

#### **第7条（事業者及びサービス従事者の義務）**

事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、利用者様の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。

- 2 事業者は、利用者様の健康状態等が急変した場合は、あらかじめ届け出された連絡先に可能な限り速やかに連絡するとともに医師に連絡をとる等必要な処置を行います。
- 3 事業者は、サービスの提供に関する記録を作成することとし、これをこの契約終了後2年間保管します。
- 4 利用者様は、当該利用者様に関する前項のサービス提供記録を閲覧すること及び複写物の交付を受けることができます。

#### **第8条（守秘義務等）**

事業者及び事業者の使用する者は、サービスを提供する上で知り得た利用者様及びそのご家族に関する事項を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

- 2 事業所は、利用者様からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において利用者様及びご家族様の個人情報を提供しません。

### **第三章 契約者の義務**

#### **第9条（利用者様の施設利用上の注意義務及び禁止事項）**

利用者様は施設の建築物、設備、敷地をその本来の用途に従って利用するものとします。

- 2 利用者様が施設の建築物、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
- 3 利用者様は、サービス従事者及び他の利用者様に対し、宗教活動、政治活動、営利活動を行うことを許されません。

## 第四章 サービスの利用と料金の支払い

### 第10条（サービス利用料金の支払い）

事業者は、利用者様が支払うべき介護保険給付サービスに要した費用について、利用者様が介護サービス費として市町村から給付を受ける額（以下、「介護保険給付額」という。）の限度において、利用者様に代わって支払いを受けます。

- 2 利用者様は要介護状態区分等に応じて第5条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分：通常はサービス利用料金の1割）を事業者を支払うものとします。但し、利用者様がいまだ要介護認定を受けていない場合及びケアプランが作成されていない場合には、サービス利用料金をいったん全額支払うものとします。（要介護認定がなされた後又はケアプラン作成後、自己負担を除く金額が介護保険から払い戻されず（償還払い）。）
- 3 月途中で要介護状態区分が変更となった場合には、それぞれの単価に基づいて利用料を計算します。
- 4 第6条に定めるサービスについて、利用者様は重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を事業者を支払うものとします。
- 5 前4項に定めるサービス利用料金は1ヶ月ごとに計算し、利用者様はこれを翌月末までに次のいずれかの方法で事業者を支払います。
  - 一 毎月15日に郵便局ご指定の口座より自動引き落とし(不可の場合は25日再引き落とし)
  - 二 下記指定口座へのお振込み（振込手数料ご利用者様負担）

りそな銀行 萩ノ茶屋支店 普通預金 0360523 社会福祉法人健成会
-------------------------------------
  - 三 窓口にて現金でのお支払い（事務員勤務時間に限る：9時～17時）
  - ※ 可能な限り郵便局での自動引き落としサービスをご利用ください。
  - ※ 土日祝の窓口現金払いをご希望される場合は、事務員不在の場合がございますので、前日までにご確認いただきます様お願い致します。
- 6 事業者は利用者様から料金の支払いを受けたときは、利用者様に対して領収証を発行します。

### 第11条（料金の変更）

第10条第1項及び第2項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系に変更があった場合、事業者は当該サービスの利用料金を変更することが出来るものとします。

- 2 第10条第4項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、利用者様に対して1ヶ月前までに文書で通知することにより当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。
- 3 利用者様は、料金の変更を承諾しない場合、事業者に対し文書で通知することによりこの契約を解約することができます。

### 第12条（利用の中止、変更、追加）

利用者様は、利用期日前において、サービスの利用を中止、変更することができます。この場合には、利用者様はサービス実施日の前日までに事業者に申し出るものとします。

- 2 通所介護サービスにおいては、前項の申し出が前日の午後5時以後にあった場合は、重要事項説明書に定める所定のキャンセル料を事業者にお支払いいただく場合があります。但し、利用者様の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。
- 3 事業者は、第1項に基づく利用者様からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所が満員で利用者様の希望する日にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日を利用者様に提示して協議するものとします。

## 第五章 契約の終了

### 第13条（利用者様の解約権）

利用者様は、事業者に対し、いつでもこの契約の解約を申し入れることができます。この場合には、7日の予告期間をもって届け出るものとし、予告期間満了日に契約は解除されます。

### 第14条（利用者様の解除権）

利用者様は、以下の場合には、直ちにこの契約を解除できます。

- 一 事業者が、正当な理由なく、本契約に定めるサービスを提供せず、利用者様の請求にもかかわらず、これを提供しようとしめない場合。
- 二 事業者が、第8条に定める守秘義務に違反した場合。
- 三 事業者が、利用者様の身体・財産・名誉等を傷つけ、または著しい不信行為を行うなど、本契約を継続しがたい重大な事由が認められるとき。

### 第15条（事業者の解除権）

事業者は、利用者様が以下の各号に該当する場合には、利用者様に対して1ヶ月の予告期間において文書で通知することにより、本契約を解除することができます。

- 一 利用者様が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
  - 二 利用者様が、正当な理由なく事業者に支払うべき利用料の自己負担分を3ヶ月以上遅延し、事業者から14日以上期間を定めて支払いの催告がなされたにもかかわらず、これが支払われない場合。
  - 三 利用者様が故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者様等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
  - 四 利用者様が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、又は利用者様の入院等により、3ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合。
- 2 事業者は、前項によりこの契約を解除する場合には、担当の介護支援専門員又は利用者様が住所を有する市町村に連絡を取り、必要な措置を講じます。

### 第16条（契約の終了）

次の各項のいずれかに該当する場合には、この契約は終了します。

- 一 利用者様が死亡したとき。
- 二 第 13 条に基づき、利用者様から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき。
- 三 第 14 条に基づき、利用者様から契約の解除の意思表示がなされたとき。
- 四 第 15 条に基づき、事業者から契約の解除の意思表示がなされ、予告期間が満了し、文書による通知がなされたとき。
- 五 利用者様が介護保険施設へ入所した場合。
- 六 利用者様の要介護状態区分が、自立とされた場合。

#### 第 17 条（精算）

第 16 条第 1 項第二号から第六号により本契約が終了した場合において、利用者様が、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第 9 条第 2 項（原状回復の義務）その他の条項に基づく義務を事業者に対して負担しているときは、契約終了日から 1 週間以内に精算するものとします。

### 第六章 損害賠償

#### 第 18 条（損害賠償責任）

事業者は、利用者様に対するサービスの提供にあたって、事業者の責に帰すべき事由により利用者様に損害が発生した場合は、速やかにその損害賠償責任を履行します。但し、事業者に故意過失がなかった場合はこの限りではありません。

- 2 前項の場合、利用者様に故意又は過失が認められ、利用者様の心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、損害賠償責任を減じることができるものとします。

#### 第 19 条（損害賠償がなされない場合）

事業者は、事業者の責めに帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- 一 利用者様及びご家族が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合。
- 二 利用者様及びご家族様が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取、確認に対して、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合。
- 三 利用者様の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもっぱら起因して損害が発生した場合。
- 四 利用者様が事業者もしくはサービス従事者の指示、依頼に反して行った行為にもっぱら起因して損害が発生した場合。

#### 第 20 条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

事業者は、本契約の有効期間中、地震、噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、利用者様に対して当該サービスを提供すべき義務を負いません。

- 2 前項の場合に事業者は利用者様に対して既に実施したサービスについては所定のサービス利用料金の支払いを請求できるものとします。

## 第七章 その他

### 第 21 条（連携）

事業者は、サービスの提供にあたり、介護支援専門員及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と連携に努めます。

- 2 事業者は、本契約が締結されたことを、速やかに介護支援専門員に連絡します。
- 3 事業者は、本契約の内容が変更された場合又は契約が終了した場合は、速やかにその事実、内容を介護支援専門員に連絡します

### 第 22 条（苦情処理）

事業者は、その提供したサービスに関する利用者様又はそのご家族からの苦情に対して苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。なお当事業所の苦情受付窓口及び担当者は、重要事項説明書に記載のとおりです。

- 2 事業者は、利用者様に提供したサービスについて、利用者様又は利用者様の家族から苦情の申し出があった場合は、迅速、適切に対処し、サービスの向上、改善に努めます。
- 3 事業者は、利用者様が苦情申立を行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱いもいたしません。

### 第23条（虐待等の禁止）

従事者は、利用者及び家族に対して、常に敬意を持って接し、心身に苦痛を与える行為や人格を辱める行為等は決して行いません。

### 第 24 条（契約当事者の代理）

利用者様は、契約の有効期間中に心神喪失その他の事由により判断能力を失った場合に備えて、利用者様のご家族をあらかじめ代理人とすることを定めるか、利用者様のご家族等の同意を得た第三者を代理人に定めることができます。

### 第 25 条（本契約に定めのない事項）

事業者及び利用者様は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。

- 2 本契約に定めのない事項については、介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、双方が誠意を持って協議のうえ定めるものとします。

### 第 26 条（合意管轄）

この契約について、やむを得ず訴訟となる場合は、利用者様の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを、利用者様および事業者は予め合意します。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者様、事業者が記名捺印の上各1通保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

事業者

事業所住所 大阪市住之江区北加賀屋5丁目4番23号  
事業所名 デイサービスセンター加賀屋の森  
大阪市指定：2775902691号  
法人住所 大阪市住之江区北加賀屋5丁目4番23号  
法人名 社会福祉法人 健成会  
代表者名 理事長 三木康彰

利用者

住所  
フリガナ  
氏名 ⑩  
生年月日 M・T・S 年 月 日

代理人

住所  
e m a i l  
フリガナ  
氏名 ⑩  
続柄  
生年月日 M・T・S・H 年 月 日

連帯保証人 (極度額 150,000円)

住所  
フリガナ  
氏名 ⑩  
続柄